

平成17年2月3日

塗装小委員会御中
(環境省大気環境課)

株式会社ノダ
品質管理統括室
秋元直司

塗装小委員会報告書(案)について、これまでの委員会での議論及びVOCの排出実態等を踏まえ、以下の意見を提出しますので検討をお願い致します。

木材製品の塗装の用に供する乾燥又は焼き付け施設の裾きり値については、今回、他の分野と同様に50トンを目安として検討されていますが、木材の塗装にかかるVOCの排出量は別紙の通り、シックハウス対策の効果等もあり、全体の平均で6トン、10,000～30,000m³の階層では3トン程度と非常に少なくなっております。

これは、EUの規制(木材は15トンでその他の塗装設備は5トン)に比しても相当少ないレベルと考えます。

このことから、原案の10,000m³以上を規制対象とすると、木材製品の塗装の用に供する乾燥又は焼き付け施設については、「規制は欧米等対象施設に比して相当程度大規模な施設を対象とする」とするこれまでの基本的考え方に反する内容になるものと考えます。

以上のことから、木材製品の塗装の用に供する乾燥又は焼き付け施設は接着小委員会の取扱いと同様に規制の対象外としていただくようお願い致します。

○塗装後の乾燥施設

①VOC年間排出量と施設数

年間排出量 (トン)	施設形態別の類型毎 の施設数 乾燥・焼付施設
25未満	70
25～50	6
50～75	0
75～100	0
100～150	0
150～200	0
200以上	0

②裾切り指標と施設数

送風能力 (Nm ³ /時)	乾燥施設数	合計排出量 (トン/年)	一施設当たり排出量 (トン/年)
500未満	0	0	0
500～1000	0	0	0
1000～3000	29	199	7
3000～5000	17	82	5
5000～10000	20	177	9
10000～15000	8	26	3
15000～20000	2	0	0
20000～25000	0	0	0
25000～30000	0	0	0
30000以上	0	0	0
計	76	484	6

注) 排出量はVOC使用量を計上